

**議案第31号**

**中間・栗ノ下辺地総合整備計画を定めることについて**

中間・栗ノ下辺地総合整備計画を別冊のように定めようとする。よって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議決を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

# 総合整備計画

兵庫県養父市 中間・栗ノ下辺地  
(辺地の人口 134 人 面積 9.5 k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 養父市大屋町中間・栗ノ下  
(2) 地域の中心の位置 養父市大屋町中間字柏本 524-3  
(3) 辺地度数 115 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、本市の中心から約 26 km 離れた南西側に位置し、急峻な山に囲まれ、戸数 52 戸の集落を形成しており、高齢化率は 49.3% と市全体の高齢化率 40.4% を大きく上回っており、辺地化に拍車をかけている。

また、当地区内で県道大屋波賀線と市道横行線が交差しており、観光地である若杉高原や横行溪谷への通り道になっているが、当地区への来訪者はほとんどいない。

令和 5 年に当地区内の遊休地を活用して、ウイスキー蒸留所が建設された。当施設へのアクセスは若杉川に架かる市道橋を渡る必要があるが、その市道橋の幅員が 3.5 m と狭小で中型車以上の通行が困難となっている。当施設は、酒文化とツーリズムを融合した新たな地域観光交流の場であり、当地区の地域振興に資する施設として期待しているため、当施設へアクセスする交通基盤整備は必須である。

また、当施設への来訪者が増加することで周辺の観光施設等と相互連携し、地域の特性を生かした活性化の取組の推進を図るものである。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 7 年度まで 2 年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
杉の界橋整備事業	養父市	129,007	73,530	55,477	55,300
合 計		129,007	73,530	55,477	55,300

(別表第1)年次別計画表

市町名 養父市

辺地名 中間・栗ノ下

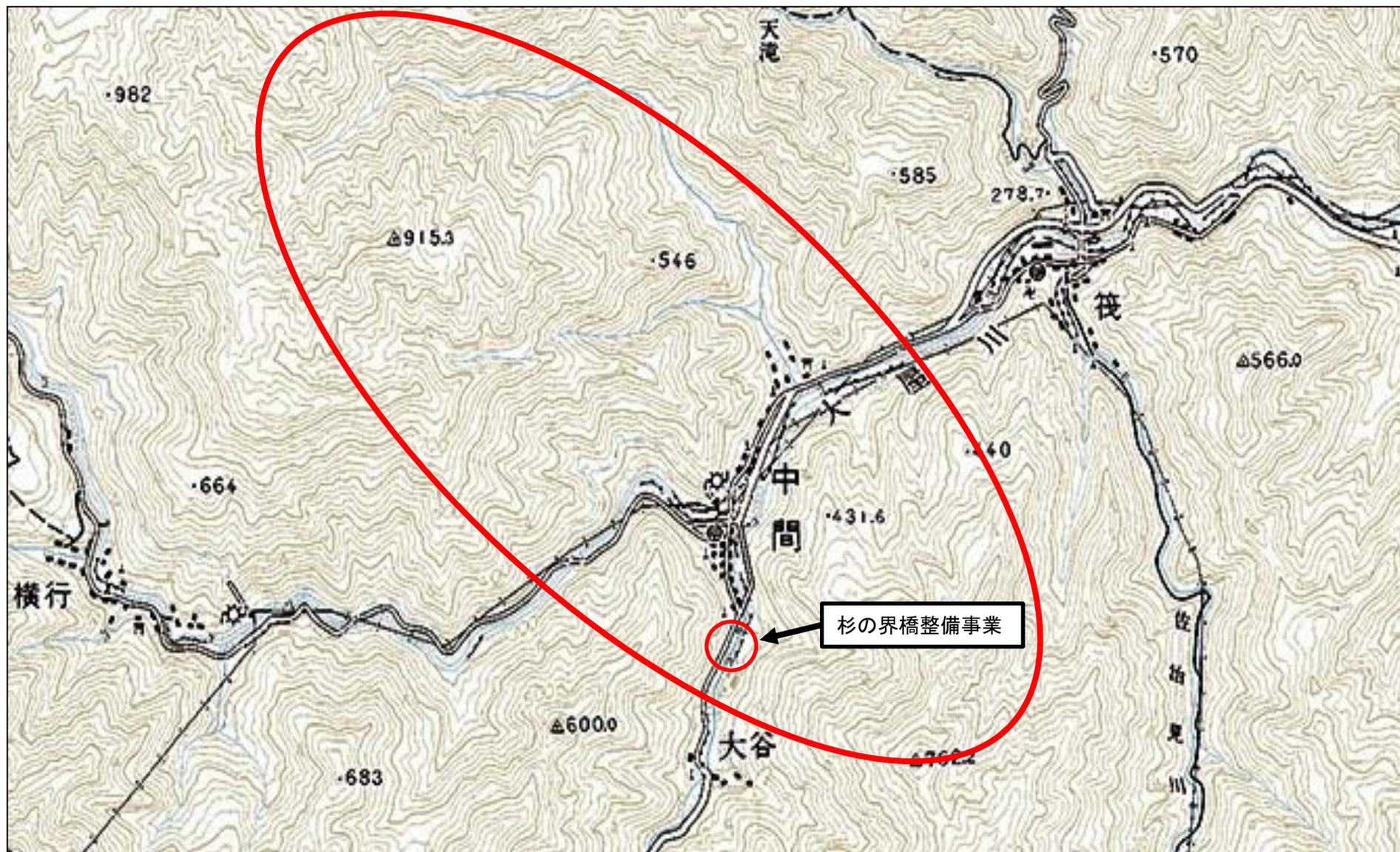
(単位:千円)

事業名	事業内容	全体				令和6年度				令和7年度			
		事業費	財源内訳		辺地対策 事業債	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債
			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源	
杉の界橋整備事業	橋梁新設 L=13.5m、W=7.5m	129,007	73,530	55,477	55,300	28,807	16,416	12,391	12,300	100,200	57,114	43,086	43,000
合 計		129,007	73,530	55,477	55,300	28,807	16,416	12,391	12,300	100,200	57,114	43,086	43,000

(記載要領)

- 1 辺地ごとに作成すること。
- 2 事業名には、具体的名称(町道〇〇線等)をあげること。
- 3 事業内容については、計画期間内のものを記載すること。
- 4 本表の辺地対策事業債の算出にあたっては、100%充当とすること。

# 辺地総合整備計画 中間・栗ノ下辺地 事業計画位置図



(別表第2)

辺地総合整備計画策定に係る理由書

市 町 名	養父市	辺 地 名	中間・栗ノ下
<p>【道路施設】</p> <p>・杉の界橋整備事業</p> <p>養父市大屋町中間地内の遊休地を活用して建設されたウイスキー蒸留所へのアクセス道路である市道橋が、幅員3.5mと狭小で中型車以上の通行が困難になっているため橋梁の架け替えを行うものである。</p> <p>本事業は、酒文化とツーリズムを融合した新たな地域観光交流施設へのアクセス道路を整備するもので、当地区の地域振興に資するものである。</p> <p>また、当施設への来訪者が増加することで周辺の観光施設等と相互連携し、地域の特性を生かした活性化の取組の推進を図るものである。</p>			

(記載要領)

まず、総論について記述し、その後各事業ごと(道路なら個別路線ごと)に、①必要性、②緊急性、③効果について詳述すること。

市振第 1419 号

令和 6 年 5 月 7 日

養父市長 広瀬 栄 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

辺地に係る総合整備計画の策定にかかる協議について（回答）

令和 6 年 4 月 23 日付け養政国第 2 号にて協議のありました中間・栗ノ下  
辺地に係る標記のことについては、異議ありません。

以上